

令和4年度第2回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和4年10月3日(月) 10時30分～11時35分

2 会 場 本庁舎地下第1会議室

3 出席者 (委員) 水谷委員長、高重委員、長岡委員、清水委員、細沼委員、  
永島委員、今野委員  
(所管課) 障害政策課  
(事務局) 健康増進課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案について諮問を受け、次のとおり答申した。

(障害政策課分)

| 施設名称                | 施設数 | 募集方法 | 指定期間                   | 指定管理者案        |
|---------------------|-----|------|------------------------|---------------|
| さいたま市槻の木及び槻の木第2やまぶき | 2   | 非公募  | 令和5年4月1日～<br>令和7年3月31日 | ◎さいたま市社会福祉事業団 |

6 議事要旨

①さいたま市槻の木及び槻の木第2やまぶき

【質疑等】

Q 現在、8050問題を筆頭に、利用者の年代が上昇している傾向があると思われるが、施設の利用者の年齢層について教えてほしい。

A 生活介護を行う槻の木においては、最高齢が55歳、一番下が19歳であり、平均年齢は35.7歳になっている。また、就労支援を行う第2やまぶきにおいては、最高齢が60歳、一番下が22歳であり、平均年齢は42.8歳となっており、ご指摘のとおり利用者の年齢層は上昇している傾向にある。

Q 資料の10ページ、利用者とのトラブルの未然防止についての取組の中で、「みなさまの声」ボックスの活用と説明があったが、実際どのような活用をされているのか。

A 施設の利用者やその家族の方等から、施設運営等の良い点や苦情等を可視化して、トラブルや苦情を一步手前で防止するために、ボックスの設置を行っている。

Q 「みなさまの声」ボックスの実績はどの程度になるか。また、どのような形式で意見を書くようにしているのか。

A 利用される方の目につきやすい受付の場所の1箇所にボックスを設置しているが、アンケートによる回答は利用者の82.3%が回答している状況であり、良い意見や苦情等の内容をいただいている。一方、一般に開放しているボックスには、あまり投書が入っていない。また、投書用紙は無記名として申請できるようにしており、いただいた意見は掲示して他の利用者からも見えるように掲示している。

Q 利用者の中には医療的ケアを必要とした方、強度行動障害のある方もいると思われるが、そうした人の人数と対応を教えてください。

A 医療的ケアの方は、生活介護を行う槻の木において、2～3人、強度行動障害のある方は、4～5人いる。医療的ケアを必要とする利用者については、槻の木において看護職員2名体制としており、交代で支援に当たっている。また、高度の障害をお持ちの方に対しては特別な対応を行うなど、利用者の状態に合わせた支援を行うように心がけている。

Q 資料の48ページ目以降に収支計画が記載されているが、そのうちの人件費の項目の中で、「福祉職、医療職等の求人確保が困難な社会情勢」と説明している。そうした情勢の中で、人材確保について特別に行っていることや気を付けていることなどがあれば、教えてください。

A 現在、ハローワークや広告・チラシ等で求人を行っているが、なかなか人が集まらない状況である。そうした中で、適正な人員配置を行うために、人材派遣を活用して、施設運営を行っているところである。現在は、働くことができる期間の長い若年層をターゲットとしており、学校を訪問したり、説明会を開催したりするなどして、求人活動を行っている。

Q 利用者家族の高齢化や、就労継続という観点からも、サービス利用者の個別送迎についてのニーズが高まっているのではないかと思われる。そうした送迎についての今後の展望があれば、ご教示いただきたい。

A これまで施設の送迎ではマイクロバスを利用していたが、小回りが効かなかったり、狭い道に入り込むことができなかつたりするという課題があった。そこで、今後は送迎をワゴン車2台体制に変更することを予定しており、送迎サービスのニーズに沿う事ができるように配慮をしていきたいと考えている。また、事業所の立地は岩槻区の南にあるが、北部エリアの方のニーズに対応出来ていなかった部分があったので、送迎体制の変化によって、きめ細かにニーズに対応できるのではないかと考えている。

Q 土曜開所を年に3回開催しておられ、在宅の方にとっては大変助かる取り組みであると思う。医療的ケアに関して看護師を配置しているとのことであったので関連で質問するが、土曜開所的な取組を充実していただくということと、日中一時支援に関して、市から実施しないか声がかかっているかと思うが、通所者以外の方の受入れ等は検討していないか。また、地域生活支援拠点は地域の重要なテーマとなっているが、すみなれた地域で働き続ける、通い続けるという体制を整備することに関して、考えを教えていただきたい。

A 土曜日の開所に関しては、コロナ禍で開催できていないが、再開できるように検討していきたい。日中一時支援についても、営業時間は9時から16時になっているが、送迎も考慮すると帰りが早いのではないかという声はいただいている。法人として、また、槻の木として、そういったニーズを今後検証していきたい。また、地域生活支援拠点については、家族の高齢化等に伴い地域での生活が危うくなっている現状があり、そういった課題を、通所の施設として支えていくことができるのか検討していきたい。

Q 資料の2-2 重大な事件・事故に関する報告書についてお伺いするが、介護施設の事案の中で、施設医師が救急外来に受診するように指示したが、家族の到着を待ってから救急要請を行っていると記載されている。このような緊急事態であっても、家族の到着を待ってから救急に連絡しなければならないものなのか。

A こうした内容は利用者や家族と事前によく話し合っておくべき内容であり、この事例は利用者の家族との話し合いで、同行するように決まったものであると伺っている。

Q 資料38ページの広報の充実のうち、「ホームページによる事業内容の紹介」についてであるが、実際の活動内容やサービスについて写真がないと中々イメージしづらいというのはわかるが、利用者の方がどのように写っているのか教えてほしい。

A 情報発信のひとつのツールとして、ホームページやSNS等で写真による利用者の笑顔が見えることは非常に優れているとは考えるが、その一方で、プライバシーの問題も当然あるため、利用者きちんとホームページに載せて良いか確認した上で、同意が得られたものだけ、情報発信の場面で使用することとしている。

## 【結果】

委員一人当たりの持ち点が250点であり、本日委員が7人出席なので、満点は1,750点となる。その60%となる1,050点を獲得しないと候補者として認められない。

応募のあった団体であるさいたま市社会福祉事業団の審査を行った結果、1,311点となり、基準となる満点の60%である1,050点を超えているため、候補者資格を満たしている。

また、応募のあった団体は、現在、当施設を運営している団体であるため、実績評価として、44.1点の加点を行い、1,355.1点となった。

以上の結果、提示された指定管理料は市の積算額を下回っており、また、指定管理業務に係る経費、管理運営体制及び実績など総合的に優れていると評価できるため、保健福祉局指定管理者審査選定委員会として、さいたま市社会福祉事業団を候補者案として選定する。

以上